



平成 27 年 5 月 13 日

各 位

会社名 旭ダイヤモンド工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 川嶋 一夫
(コード番号 6140 東証第 1 部)
問合せ先 取締役管理本部長 鈴木 徹
(TEL (03) 3222 -6311)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 13 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 27 年 6 月 25 日開催予定の第 96 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律 90 号)の施行に伴い、責任限定契約を締結できる会社役員~~の範囲~~が変更されたため、第 30 条〔取締役の責任免除〕および第 39 条〔監査役~~の責任免除~~〕の一部を変更するものであります。

なお、第 30 条の修正につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>〔取締役の責任免除〕</p> <p>第 30 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外</u>取締役との間に、その会社法第 423 条第 1 項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。</p> <p>第 31 条～第 38 条 (条文省略)</p>	<p>〔取締役の責任免除〕</p> <p>第 30 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役<u>(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、その会社法第 423 条第 1 項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。</p> <p>第 31 条～第 38 条 (現行どおり)</p>

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>〔監査役の責任免除〕</p> <p>第 39 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外</u>監査役との間に、その会社法第 423 条第 1 項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。</p> <p>第 40 条～第 43 条 （条文省略）</p>	<p>〔監査役の責任免除〕</p> <p>第 39 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、その会社法第 423 条第 1 項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。</p> <p>第 40 条～第 43 条 （現行どおり）</p>

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 25 日

定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 25 日

以 上